

平成25年12月3日

25(達)第31号

## ○原子力機構改革検証委員会の設置について

(設置目的)

第1条 独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、「日本原子力研究開発機構の改革計画(平成25年9月26日付け策定)」に基づき改革の進捗及び定着状況を検証することを目的として、原子力機構改革検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検証を行う。

- (1)組織の再編及び業務運営の見直しに関する事項
  - (2)事業の合理化に関する事項
  - (3)安全確保、安全文化醸成に関する事項
  - (4)J-PARC改革に関する事項
  - (5)機構改革全般と「もんじゅ」改革との整合及び調整に関する事項
  - (6)前各号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める事項
- 2 前項各号に掲げる事項について、委員会は、理事長に意見具申することができる。

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

(委員長及び委員)

第4条 委員長及び委員は、機構外の専門家・有識者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、2事業年度内の期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、理事長の要請を受けて委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 3 委員会は、原則公開とする。

(委員会の成立)

第7条 委員会は、委員長及び委員の総数の過半数の出席をもって成立とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、原子力機構改革本部原子力機構改革室が行う。

(廃止)

第9条 理事長は、第2条に規定する業務を終了したと認めるときは、委員会を廃止する。

附 則

この達は、平成25年12月3日から施行する。